

令和8年1月15日

第1回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 1 号

令和8年 第1回 定例会

日時：令和8年1月15日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅
委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	吉 田 雄 大
教育総務課長	熱 田 直 道
学務課長	宮 原 直 務
教育推進部副参事	内 山 真 宏
教育指導課長	山 岸 健
教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
児童青少年課長	日 比 谷 光 輝
教育センター所長	木 内 恵 美
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶務係長	大 川 育 子
庶務係主査	平 手 由 佳 莉

令和8年

第1回教育委員会定例会

令和8年1月15日(木)午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 中野円佳委員

第1 議案の審議

- 第1号議案 「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用について(継続審議)
- 第2号議案 「第11回中学校数学授業づくり研究会」の後援名義の使用について
- 第3号議案 「合唱コンサート「谷川俊太郎、うたの地平へ・どこからか言葉が・」」の後援名義の使用について
- 第4号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 第5号議案 文京区立後楽幼稚園の移転に伴う位置の変更について
- 第6号議案 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第7号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2 報告事項

- (1) 叙勲等表彰受章(賞)者について (資料第1号)
- (2) 文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎(仮称)への移転について (資料第2号)
- (3) 文京区立小学校水泳事故に関する再発防止報告書について (資料第3号)
- (4) 文京区子ども読書活動推進計画(案)について (資料第4号)

第3 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 定刻になりましたので、令和8年第1回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。なお、小川委員と福田委員は15時ごろにご退席される予定です。あらかじめご承知おきください。

本日の議事録署名人ですが、中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

第2 報告事項

(3) 文京区立小学校水泳事故に関する再発防止報告書について

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

議案の審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

本日は途中退席される予定の委員がお二人いらっしゃいます。私としては報告事項(3)の「文京区立小学校水泳事故に関する再発防止報告書について」は重大な事案と考えておりますので、最初に報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 また、第5号議案、第6号議案及び報告事項の(2)が関連性の高い内容になっております。これらにつきましては報告事項の(2)を報告後、議案の提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、初めに報告事項(3)、「文京区立小学校水泳事故に関する再発防止報告書について」。この件について、説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第3号によりまして、文京区立小学校水泳指導事故に関する再発防止報告書についてご報告させていただきます。

初めに、令和7年6月23日、区立A小学校の特別支援学級における水泳指導中に、児童1名が救急搬送される重大事故が発生したことは、以前教育委員会定例会でご説明させていただきました。本区としては、本事案を重大な事故と認識し、二度と同じような事故を起こさないため、再発防止報告書を作成いたしました。本報告書を小・中学校へ周知し、安全安心な学校生活を送れる環境づくりに努めてまいります。

それでは、再発防止報告書をご説明させていただきます。

本調査は、令和6年3月に文部科学省から示された学校事故対応に関する指針を参照し、学校は事故発生直後、教職員の聞き取り等の調査を実施いたしました。この調査により、事故当時の状況はおおむね明らかとなりました。また、教育委員会としても、本事案を重大な事故と判断し、早期介入を図り、追加調査を行ったところです。

調査の方法は、関係教職員への聞き取り、学校、教育委員会での現場の検証、有識者による施設

の確認、学校への聞き取りを行いました。また、有識者を含めた再発防止協議会を実施し、再発防止報告書の作成に当たり、協議を重ねました。

なお、調査の中で、当該児童の身体の特徴、健康状態等についても確認をしましたが、事故発生に関しては学校の指導内容に焦点を当てるため、本報告書には当該児童の個人にかかわる状況を記載しないことといたしました。

事故の概要は、2ページをご覧ください。

A小学校は、まず4ページ、5の(1)に明記されていますとおり、日程で水泳指導計画の周知、心肺蘇生法の研修、講師及び支援員との打ち合わせ等を実施しておりました。

当日、水泳指導の流れは4ページ、5の(2)に書かれているとおりとなります。

本事故は、この流れの5ページ目、下段に明記されている課題別練習の時間に起こった事案となります。

当日の教職員の配置状況は、6ページ、5の(3)に書かれているとおりとなります。全体指導者は1名、監視者は4名、水泳指導者は14名、入水した児童は32名となります。

事故の状況ですが、課題別練習中、当該児童は、7ページ、図4ではPと表記しております。当初、当該児童は①の場面で、同学年の女子児童といました。その後、黒マルで明記されている水泳指導者が4年男子児童の集団に移動した際、②の場面のように、当該児童はその水中指導者へついていったと考えられます。A小学校のプールの構造上、プールの左右の端から中心に行くほど深くなっております。当該児童は泳ぎが得意でなく、何らかの理由で溺れたと推測されます。③の場面で1人の児童が水に顔をつけている様子が水泳指導者に一瞬把握されましたが、明確に当該児童かどうかはわかっておりません。②から③の場面、中央あたりで溺れたと推測されます。発見時は④の場面で水泳指導者が、浮いている当該児童を発見し、当該児童は救助されております。

以上のような学校の指導計画、当時の状況を鑑みて、有識者の方々から、指導体制の設定の不十分さ、教職員の連携不足、責任者の各教員への水泳指導にかかわる周知、被害児童へのケア等でご指導いただきました。

調査の結果、12、13ページ、有識者の方々の指導を踏まえ、各学校の再発の防止策として3点明記いたしました。

14ページをご覧ください。

再発防止策の1点目は、指導体制の設定です。本事故では、児童が制限なく移動できてしまう状況であったため、児童・生徒の発達段階や泳力を考え、コースロープを活用するなど、泳ぐ場所を限定し、児童の安全性が確保できるよう指導に当たる必要性を明記しました。

再発防止策の2点目は、教職員の役割分担です。教員や支援員等が役割分担を明確にできるよう事前に打ち合わせを行う。水泳指導当日に教職員が連携を図ることができるようプールサイドにホワイトボードを置くなどして役割を可視化する。また、水泳指導中にバディの確認を行い、児童・生徒の人数確認及び役割の再確認を確実に行うこととしました。

再発防止策の3点目は、水泳指導中の職務内容の共通理解です。水泳指導では、水中にいる教職員、プールサイドにいる教職員には役割が明確にあります。再度教員だけではなく、講師や支援員にも周知徹底を図るとともに、特に監視者には重要な役割となるため、ビブスを着用するなど監視

者としての目印を明確にします。

そして、教育委員会としては、令和8年度以降の再発防止策が確実に行われているか、全小・中学校の水泳指導前、校長へのヒアリング、特別支援学級設置校での教職員への事前打ち合わせの有無の確認、水泳指導中の訪問を実施いたします。

本事案は、事故発生後、緊急時の対応を組織的に行い、迅速な救命救急を行うことができました。各学校においても、より一層学校の危機管理マニュアルをもとにしての日々の訓練、教員の研修の実施等を行い、万が一に備えることができるように指導してまいります。また、A小学校には、被害児童と参加児童のケアは最優先事項と考え、保護者と連携を図っていくこと、さらに令和8年度に水泳指導を行う際は被害児童等の心理状況を把握し、被害児童と参加児童の参加方法を保護者に提案することを指導いたしました。

以上が再発防止報告書の説明となります。

本報告書を踏まえ、二度と同様な事件が起こらないよう再発防止に努めてまいります。

以上です。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等をいただくんだけれども、学校名、当該児童の性別、身体的特徴、健康等に関するご質問等にはお答えできませんので、その辺のところ、よろしくお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○福田委員 参考までに教えていただきたいんですけども、AEDを装着されていますよね。これは実施したのですか。

○教育指導課長 実際に、周りにいた職員がすぐAEDを持ってきたのですが、AEDを使用することはなかったです。解析で、その間にマッサージで戻ってきたので、つけた段階でAEDは必要ないという解析の結果が出たため、使ってはおりません。

○福田委員 AEDは私自身も研修をやったことがあるのですけれども、多くの人に伺うと、実際にAEDのボタンを押すのは結構勇気が要らしいのです。電気をバチンとやるので。いろんなところでAEDを押す勇気という研修を結構やっていて、私もそれに参加したことがあるのですけれども、特に難しいのは子どもです。大人のAEDとまたちょっと違うようです。電圧というんですか、何か違うということを知っていたので、AEDの使用についてもちゃんと研修しておいていただけたらと思いました。いざ押すとなると結構怖いというのは多くの人に聞いています。

○丹羽教育長 この報告書にも書いてあるとおり、毎年、所轄の消防署が来て研修は受けているんですね。その内容ですよ。

○教育指導課長 この学校では、6月10日に心肺蘇生法の研修を行っています。各学校にAEDが必ずありますので、どこに場所があるのか、教員でももちろん周知徹底しているのと、使い方等についても消防署から研修を受けたり等を各学校が行っています。子どもたちについても、特に中学生ですと、例えば体育で事故が起こってAEDが必要なときに、体育の教員が1人だと、現状、近くにいる子どもたち、体育委員とかに持ってきてもらうという使い方もありますので、子どもにも、どこにAEDがあって、どういう使い方をするんだということは授業等でも周知してございます。

○中野委員 ちょっと素朴な疑問というか、専門家の方のアドバイスで再発防止策が出ているので、

それ以上に素人の私が言うことはないんですけども、コースロープで場所を区切るというのは当然有効なアイデアなんだろうと思いつつ、これは特別支援のお子さんたちで、学年が結構入り乱れているじゃないですか。子どものほうを例えば学年で帽子の色が違うとか、そっちはアイデンティファイする施策が既にあるんでしょうか。

○教育指導課長 例え、通常の学級ですと、学年ごとに入っていて、泳力ごとの能力別とかで泳いだりというのが一般的だと思います。今回、特別支援学級の場合では、学年が1年生から6年生まで、その中で例えばお子さんによっては水に顔をつける練習をしていたり、バタ足の練習をしていたり、泳法の練習をしたりということで、1年生から6年生までのお子さんを能力別で、課題別練習をやっていたというのが現状になっております。

帽子については、色分けしているのが、例えば発作を持っているお子さんですとか、そういったお子さんには、教員がわかるように違う色の帽子をつけていて、学年ごとには分かれていないです。

○中野委員 そういう配慮が必要な色分けをするのは当然必要だろうと思ったのと、プールはみんな同じ格好をしていると、自分の子どもでも、どこへ行ったかなとなるので、さっき説明の中で、当該児童かどうかわからないけど見たかもしれないみたいな発言がちらっとあったので、本来ここにいるはずじゃない子が深いところにいるぞみたいなのが早めに認知できる仕組みが何かあるといいのかなと思って質問しました。

○教育指導課長 そのため、今回協議会でもお話があったのですけれども、子どもの意思で場所を勝手に動いてしまうのではなくて、ある程度場所をコースロープ等で仕切って、その中で能力別で指導することによって、事前に把握した教員が、何名のお子さんがきちんといて、何名が今泳いでいるとかいうことを確実に確認できるようなシステムで水泳指導を行っていかうというような再発防止策になっております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 確認ですけれども、A小学校は昨年度の水泳実施がその後中止になったということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかの学校はどうだったのかを教えてください。

○教育指導課長 事故後、いろいろ調査等もございますので、その学校ではすぐに水泳指導を中止という形で、そもそも2学期はその学校では工事に入る関係で水泳指導がなかったので、1学期いっぱいというところで、途中から水泳指導は中止しております。

他の学校については、我々教育指導課のほうで指導主事が小学校、中学校、全校、水泳指導の状況を確認させていただいて、必要なことについてはその場で指導、そして私のほうで合同校園長会、それから各校において水泳の指導ポイントというところで注意事項等を周知させていただいて、その後も水泳指導を続けさせていただいております。

○教育推進部長 今、指導課長がお話したとおりなんですけれども、この事故が起こった直後に区立の小・中学校の校長を呼んで緊急の校長会を行って、こういった事故が発生したということで、基準とか安全配慮がいろいろありますので、その辺を再度徹底するよということで教育長を初め教育委員会から注意喚起指導をしたところがあります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、この報告事項につきましては、ここで終わりにします。

第1 議案の審議

第1号議案 「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスンの後援名義の使用について（継続審議）」

○丹羽教育長 次に、議案の審議に入らせていただきます。本日は7件ございます。

初めに、第1号議案「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用について」でございます。これは継続審議になっておるものでございます。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第1号議案、「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用につきまして、前回、令和7年12月の定例会において審議しました議案の継続審議となります。

前回の審議におけるご指摘を踏まえ、2ページの授業内容を変更し、3ページから4ページの資料を追加しており、また、開催日程及びチラシのイラストを変更してございます。それ以外の部分については、前回の内容と変更はございません。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 今の説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。熱田課長から、主催者とどういふ話をしたかを説明していただいたほうがいいかもしれないですね。

○教育総務課長 事業の主催者に前回の会議でいただいたご意見を伝えて、見直しを依頼しました。

具体的な内容としては、まず、カリキュラムの中で、「可愛い女の子とカッコイイ男の子の顔の描き方」というところがあって、女の子はこうあるべき、男の子はこうあるべきだといういたずらにステレオタイプを助長するような表現は避けるべきだというご意見をいただきました。それを伝えまして、対応といたしましては、2ページのところ、いわゆるカッコイイ男の子とか可愛い女の子ということはなしにして、「アタリを使った上手なイラストの描き方のレッスン」、アタリというのはキャラクターの顔や体をバランスよく描くため、線を引いて、大まかな位置決めをするものをいいますけれども、そういったものを使ったイラストの上手な描き方をレッスンしますという形に改めます。実際にそのレッスン内容についても、ご指摘いただいたようなステレオタイプを助長するようなものは避けるということで、主催者のほうには確認をとっております。

それから、この主催者の事業、発達障害に関する取り組みを行っている事業者なんですが、その方がどうしてイラストについてやるのかというご指摘をいただきました。そちらも伝えました。その点については今回の資料の3ページに「目的」ということで1枚つけていただきましたが、発達障害のお子様というのは、割と内向的な傾向で、アニメや漫画が好きなが多いということで、昨今のタブレットの普及もあって、アニメや漫画はより身近な存在になっている。そういうところを踏まえて、こうした子どもたちの居場所づくりを目的としたイベントコンテンツとしてイラストイベントに取り組んでいる。そういう説明の資料をいただいております。

それから、チラシのところで、「講師は若い女性の」という表現がありました。そちらについても

いかななものか。また、講師の略歴とか、そういうバックグラウンドのところが本来あるべきなのではないかというご意見もいただきまして、そこを伝えましたところ、資料の4ページ、「講師の略歴」に「こぶ講師」という、本名では出てこなかったのですけれども、こうした経歴を持った講師が担当しますということです。

それから、20ページのところにチラシをつけておりますけれども、こちらも前回のご指摘を踏まえて修正をしたところでございます。

以上のとおり、前回の指摘については全て改善されて出てきていると事務局としては認識しているところです。

○丹羽教育長 それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

教育委員会としての意見は多分理解していただいて、意味のないステレオタイプを助長するようなものにはしないということでお約束いただいています。

そうしましたら、こちらを提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、これについてはそのように決定させていただきます。

第2号議案 「第11回中学校数学授業づくり研究会」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 続いて、第2号議案「第11回中学校数学授業づくり研究会」の後援名義の使用について」でございます。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第2号議案、「第11回中学校数学授業づくり研究会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、公益社団法人日本数学教育学会。

代表者は、清水美憲でございます。

事業名は、第11回中学校数学授業づくり研究会。

実施は、令和8年3月14日(土)を予定しております。

実施場所は、筑波大学附属中学校でございます。

本事業は、全国の児童・生徒を視野に入れ、よりよい授業を求め、よい授業をどうつくるかを中核に据えて、全国型の授業研究を目指しており、多くの教員に参加していただくことで、学会としてこれからのよりよい授業づくりについて提案し、参加者とともに考える機会を持つことを目的としております。

対象は、教員及び教育学専攻の学生。

参加費は、会員2000円、学生会員無料、一般3000円、一般学生2000円となっております。

このほか、資料といたしまして、企画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○清水委員 文京区で開催されるわけで、ぜひ文京区の教員もたくさん参加していただいているのではないかと思うんですけども、今回 11 回目ですので、これまで文京区の教員でこの研究会に参加して、その感想とか意見とかがあれば教えていただければと思います。

○教育総務課長 感想というのは、すみません、ちょっと聞いてはいないところではあるのですが、13 ページのところに、これまでの開催の経緯、履歴というんでしょうか、そのあたりは掲載させていただいております、それぞれ 100 人、200 人という形で多くの方が参加しているところになります。

○清水委員 難しい質問になったかと思いますが、もしわかるようだったらぜひ教えてください。

○教育総務課長 承知しました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 3 号議案 「合唱コンサート「谷川俊太郎、うたの地平へ - どこからか言葉が - 」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第 3 号議案「合唱コンサート「谷川俊太郎、うたの地平へ - どこからか言葉が - 」の後援名義の使用について」でございます。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 3 号議案、「合唱コンサート「谷川俊太郎、うたの地平へ - どこからか言葉が - 」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人全日本合唱連盟。

代表者は、長谷川冴子でございます。

事業名は、合唱コンサート「谷川俊太郎、うたの地平へ - どこからか言葉が - 」。

実施は、令和 8 年 3 月 22 日（日）を予定しております。

実施場所は、文京シビックホール大ホールでございます。

本事業は、谷川俊太郎氏を偲んで始まった合唱プロジェクトのフィナーレとして合唱コンサートを開催し、谷川氏ゆかりの合唱曲の演奏や、長男の賢作氏らによる詩の朗読などを交え、谷川氏の人と業績を振り返ることを目的としております。対象は、どなたでも。

入場料は、一般前売り 3000 円、当日 3500 円。高校生以下前売り 2000 円、当日 2500 円でございますが、文京区の小・中学生 50 名は無料招待としております。

このほか、資料といたしまして、企画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○中野委員 特に問題はないと思うんですけれども、これは毎年やっているとかではなくて、今回単発でやられるものなんでしょうか。

○教育総務課長 この団体は、全国でさまざまな事業をやっておりますが、今回谷川俊太郎さんにスポットを当てたものとしては、我々が把握している限りでは、少なくともこの文京区内で行うのは初めてと認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第4号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○丹羽教育長 続きまして、第4号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」です。

この件につきまして、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第4号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1ページをお開きください。こちらに点検及び評価の概要を記載しております。令和7年度の点検及び評価の対象となりますのは、令和6年度中に実施した事業です。

3ページから17ページまでは、教育指針に位置づけられた4つの視点の各項目、文化財行政及び図書館に対応する主要施策の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性及び学識経験者の意見を踏まえた総合評価をまとめて、表形式で記載しております。

18ページから23ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓先生、東京大学大学院教授の北村友人先生のお二方でございます。

24ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和6年度の主要施策を掲載してございます。

なお、この報告書は、教育委員会決定後、法の規定に基づき、区議会へ提出し、また、区ホームページ等にて公表する予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 13ページなんですけれども、不登校対策は非常に重要なところだと思いますし、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラーをふやしている。あとは、校内の居場所、別室、こうい

ったところも対応指導員をふやしているということですが、この別室の対応指導員というのは専任の方なのでしょうか。

○教育センター所長 専属で学校に固定の人員を週5日間配置しております。

○清水委員 今のところまだ小学校全校ではないというところなんですけれども、今後全校にという予定ということでしょうか。

○教育センター所長 各学校の要望を聞き取りながら、必要なところに順次配置していく考えで、現時点では小学校20校中残り10校が未配置になっていますけれども、残り10校が全部は手を挙げていない状況で、どんどん状況は変わっていくかと思いますので、随時聞き取りをしていきたいと思えます。

○清水委員 この報告資料もいろいろ問題があるというところもありましたので、その辺の検討かと思えますけれども、別室のオープン時間は何時から何時までですか。

○教育センター所長 会計年度任用職員を配置しているので、学校との話し合いによって、5日間を8時半から2時ぐらいまでの学校もありますし、9時から後ろ倒しにする学校もありますし、平均的には5時間目ぐらいまで対応している状況です。

○清水委員 どちらかという朝調子悪い子が多くて午後かなと思ったのですけれども。

○教育センター所長 むしろ朝、教室になかなか入れなくて、朝のお迎えが必要という学校もありますので、状況によっていろいろ調整しているところです。

○清水委員 非常に大切なお知らせだと思いますので、よろしくお願いします。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 これをもとに議論すべきかわからないのですけれども、4ページのところで、GIGAスクール構想でタブレット端末が配られて、それをどう活用するかということかと思うんです。こういう活用の実践研究をしていただくのもいいと思うんですが、実際に今、小学校で接続がすごく重いとか、子どもの本当のニーズでいうと、毎日使うかどうか分からないのに、一応持っていないといけないとか、そういうタブレットをめぐる結構細かい困り事みたいなものもあると思うんですね。どう活用するかも重要ですけど、子どもたちがそれを持って来るほど本当に必要なのかとか、生活への影響、重いとかそういうことも含めて検討していただきたいと、見て思いました。

○丹羽教育長 それは学務課ですね。

○学務課長 まず、重さにつきましては、今回、小学校1年生から5年生の端末については4月から使えるように入れかえの準備を進めておまして、少し軽くなります。ただ、お子さんが使うということで、堅牢さを非常に大切にしているので、ある程度重さは出てしまっているところですが、学校とも相談しまして、各学校には全端末の充電器も置いてあって、夜間で充電ができるようにしていますので、学校によってはそこに充電で置いておかせて、家に持って帰らないという運用もしてたりします。そのあたりをうまくかみ合わせながらニーズに合わせていきたいと思っております。

○丹羽教育長 通信の速さについては。

○学務課長 通信の重さも、まずは端末そのものの立ち上がりにも問題があったのですけれども、令和7年度にプロバイダを入れかえました。昨年度確認したところ、パケットロスと呼ばれる通信

の最中のロスが大きいというのがわかったので、そこを改善すべくプロバイダを入れかえた。来年度、今度はアクセスポイントそのもの、機械的などところも変更していくことでスピードを上げていくことを考えております。

○教育指導課長 子どもたちの使い方というところでは、そちらに載っているように、Society5.0のプロジェクトで2年間研修を重ねて、研修会の中で教員が協議しながら、タブレットやICTを使った授業のよりよい活用というところで研究を進めてきた、いい事例を各学校のほうに、今は名前が変わってNEXT GIGA 通信という形で周知させていただいております。その中でもいろいろな調査を行って、今手持ちがないのですが教職員の授業での活用状況というものもパーセンテージが年々上がってきていますし、授業の中身自体もバージョンアップしていると指導課のほうでは捉えております。委員のおっしゃるように、学校によって温度差、教員によっての年齢層での温度差というものもこちらは把握しておりますので、我々からの発信、研修会等も含めてより一層充実させていただけるように、お子さん方に負担がないというか、実際にタブレットを使った授業をもっと推進できるように努めてまいりたいと考えております。

○福田委員 ここに挙がっているのはPTAの会長さんたちとの意見交換会で結構出てくるテーマが多くて、Society5.0の教室プロジェクト、これに関しては保護者の方々の期待値が高過ぎて、その折り合いをどういうふうにつけていくかということだと思っております。それよりもちょっと気になったのは、部活動のところは毎年毎年結構議題に上がります。ただ、去年の10月はなかったかな。一昨年とその前は部活動の、特に中学校の部活動地域展開の検討状況がたしかテーマにも上がっていたと思うのですけれども、これを拝見する限り、具体的なタイムラインといえますか、いつまでに何が実施されていくという具体的な話が進んでいるのかどうなのか、現状のところを聞いてみたいと思いました。中学生は、3年間で終わってしまうので、保護者の方としては急いでくれという思いがものすごく強いテーマだと思うのですけれども、どういう状況ですか。特に、6ページのところを今拝見していて、これだけだと具体の進捗がちょっとわかりにくいと思ったので、教えていただけるとありがたいです。

○教育施策推進担当課長 今、お話にあった6ページの中段にもございます「文京区立中学校部活動地域移行実施計画2026(素案)」の取りまとめに関連してくるのですが、このたび部活動の地域展開を検討する検討会議を4回実施して、こちらの実施計画の案を年末に取りまとめました。来月の教育委員会定例会でその案を私から報告させていただきます。その際に、今福田委員ご指摘の今後のスケジュールをご報告できますので、そちらではっきりと、令和何年何月、何をするという形でご報告いたします。

○教育推進部長 今、担当課長が申し述べたとおり、次回の教育委員会でということですが、私もPTAの方とのを先生と一緒に参加して、この辺の関心が高い、ご心配もいただいているという事はよく存じ上げております。

私も部会のほうに委員として出ているのですけれども、先生おっしゃるとおり、中学生にとって部活動というのは非常に大事なもので、我々文京区の場合は学校選択制をとっておりますので、その種目の部活動のあるなしということで中学校を選択する要素の1つとしているという点も鑑みて、中学校を保護者と本人、例えば小学校6年生時点の本人が中学校を選択するときの選択肢として捉

えられるようにしっかりと説明責任を果たしますというか、そういったことがしっかりととれるタイムスケジュールに変更するということで考えておきまして、そういった意味も含めて少し修正したものを次回の教育委員会に上げたいと考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 ほかの委員からコメントが出てきたので、思っていたことはほとんど回答していただけたかなと思っています。

もう一つ、もし追加で今後報告していただけるのであれば、今回1年の単年度による報告で、今回どうだったかというのはこの資料を見ればわかるんですけども、継続している内容につきましては前年度からの差分、どれくらいよくなったとか、昨年度と比べてというような差分の情報なんかも多少入っていると、こういった評価を見たときにいろいろ意見しやすいかなということを感じました。

○教育総務課長 いただいたご意見は来年度に向けてまた事務局のほうで検討させていただきたいと思えます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。——ありがとうございました。

第2 報告事項（続）

（2）文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転について

○丹羽教育長 続きまして、第5号議案「文京区立後楽幼稚園の移転に伴う位置の変更について」、第6号議案「文京区立学校設置条例の一部を改正する条例」でございますが、議事日程の冒頭で申し上げましたとおり、これらの議案に関しては報告事項（2）が関連するため、先に当該事項の報告を行います。質疑は一括して行い、採決は個別に行います。

それでは、報告事項（2）、「文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転について」、説明をお願いします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第2号、文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転についてご報告いたします。

本件は、1「概要」に記載のとおり、後楽幼稚園を合同庁舎内に移転し、本年4月1日から新園舎での運営を開始することをご報告するものでございます。

2「案内図及び配置図」をご覧ください。案内図の左側部分にある園舎を右側の合同庁舎内に移転するものでありまして、移転後の所在地は記載のとおりとなっております。なお、左側部分の敷地につきましては、後楽幼稚園の園庭として整備する予定でありまして、令和8年度から園庭整備工事を実施する予定となっております。

次に、3「建物」についてです。地下2階、地上5階の合同庁舎の建物のうち、地上1階・2階の一部分に後楽幼稚園の園舎が入ります。

次に、2ページにお進みいただきまして、4「平面図」でございます。1階には1歳児から3歳児までの保育室を配置するほか、職員室や小ホール、認定こども園となった際に使用する調理室等を配置いたします。また、2階には4歳児・5歳児の保育室、遊戯室等を配置いたします。

最後に、5「今後のスケジュール」についてです。本年の4月から来年の5月まで、既存園舎の

解体工事を含む園庭整備工事を進めてまいります。なお、※に記載がございますとおり、後楽幼稚園が認定こども園となる時期につきましては、園庭整備工事が完了した次年度に当たる令和10年度からを予定しております。

報告は以上となります。

第1 議案の審議（続）

第5号議案 文京区立後楽幼稚園の移転に伴う位置の変更について

第6号議案 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

○丹羽教育長 続いて、第5号議案、第6号議案、この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第5号議案、文京区立後楽幼稚園の移転に伴う位置の変更について及び第6号議案、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず第5号議案、文京区立後楽幼稚園の移転に伴う位置の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、新園舎の竣工に伴い、文京区立後楽幼稚園の位置を変更するものでございます。現在の文京区後楽一丁目7番7号から文京区後楽一丁目7番22号へ位置が変更されます。変更の時期は、令和8年4月1日といたします。

続きまして、第6号議案、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、文京区立後楽幼稚園の位置の変更に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、別表のうち、後楽幼稚園の住所を文京区後楽一丁目7番7号より文京区後楽一丁目7番22号へ変更するものです。

以上、2議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、今の報告事項、そして議案の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

そうしましたら、お諮り申し上げます。個別に行います。

まず、第5号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 続いて、第6号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第7号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○丹羽教育長 続きまして、第7号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第7号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国の給与制度の見直しに伴い、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第23条第1項において、文言の整理を行うものでございます。

次に、第23条第2項において、週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するよう改めます。

次に、第23条第3項において、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を規則で定める旨を規定いたします。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの件について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項(続)

(1) 叙勲等表彰受章(賞)者について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

初めに、(1)「叙勲等表彰受章(賞)について」です。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号、叙勲等表彰受章(賞)者につきまして、ご説明いたします。

最初に、叙勲・賜杯受章者でございます。今回は米寿叙勲が2名ということになっております。満88歳になった者で、校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、教育関係公務員歴が30年以上かつ教員歴20年以上で、過去に叙勲に該当していない者を表彰するというものでございます。

次の文部科学大臣表彰です。今回は区立学校の教員4名が受賞しております。こちらは教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者が対象ですが、4人目の立志賞につきましては、若手教員の将来性を評価して表彰するものであり、在職6年未満の者が対象となっております。

次に、東京都功労者表彰でございます。こちらは東京都において顕著な功績または模範として推奨するに値する業績もしくは徳行のあった者を表彰するものでございます。今回は福祉・医療・衛生功労ということで、(元)学校薬剤師の方1名が受賞しております。

最後に、東京都教育委員会表彰でございます。こちらは東京都の教育の発展、学術・文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員及びすぐれた教育実践研究活動等を行っている者が対象になっており、学校医、区立学校の教員等8名、グループとして指ヶ谷小学校が受賞しております。

説明は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。——よろしいですかね。ありがとうございます。

報告事項の(2)「文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎(仮称)への移転について」と(3)「文京区立小学校水泳事故に関する再発防止報告書について」の説明につきましては、先ほどいたしましたので、割愛いたします。

(4) 文京区子ども読書活動推進計画(案)について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項(4)「文京区子ども読書活動推進計画(案)について」です。説明をお願いします。

○真砂中央図書館長 それでは、資料第4号をお手元にご用意ください。文京区子ども読書活動推進計画(案)についてご説明をいたします。

1 「概要」です。本計画につきまして、検討委員会での検討及びパブリックコメントの意見を踏まえまして、計画案を作成したため、報告するものとなっております。

2 「検討経過」につきましては、記載のとおりです。

3 「素案に対する意見」につきまして、10月から11月にかけて行ったパブリックコメントにつきまして、4人から53件の意見がありました。また、区立小・中学校に配付されているタブレットを活用した意見募集では、332人から282件の意見がありました。これらの意見を踏まえまして、別紙3、計画(案)、別紙4、子ども向け計画(案)を作成いたしました。

最初に、意見募集の結果についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。特徴的な意見と区の考え方についてご説明いたします。

1 ページ、項番2をご覧ください。事業番号10「外国語図書の整備・充実」に反対のご意見となります。区の考え方としまして、区として多文化共生に向けた取り組みを進めていること、外国籍の子どもたちが母語に触れる機会を確保することや日本語に親しむための本を用意すること、そして日本の子どもたちにも異なる文化を知る機会になることを回答しております。

4 ページ、項番9をご覧ください。子どもたちが司書の仕事を知る取り組みを求めのご意見となります。区の考え方としまして、事業番号13「図書館と学校や施設との連携・支援体制の充実」において中学生の職場体験を示しているほか、小学校の図書館見学を行っており、積極的な受け入れを引き続き行うことを回答しております。

7 ページ、項番22をご覧ください。図書館で予約した資料の受け取りロッカーを設置する施策を盛り込んでほしいというご意見です。区の考え方としまして、令和8年度重点施策として計画していますシビックセンターへの図書受け取りボックスの設置について回答しております。

8 ページ、項番24、25をご覧ください。探究的な学びに対するご意見です。区の考え方としまして、事業番号20「調べ学習の支援」をお示するとともに、「探究的な学び」、「主体的な学び」という文言を追加いたしました。

12 ページ、項番37をご覧ください。電子図書非来館型サービスの推進に対するご意見です。区の考え方としまして、令和8年度重点施策として計画しております小学生及び中高生世代向け電子

書籍の充実及び ID パスワードの交付について回答しております。

続きまして、別紙2をご覧ください。子どもたちからの意見について特徴的な意見と区の考え方についてご説明いたします。

3 ページ、項番7をご覧ください。「電子書籍を増やす」ことに賛成できない、無理やり本に触れさせるのではなく、本を探すことができる機会を与えるべきというご意見です。区の考え方といたしまして、電子機器の使用に当たってのルールの必要性、印刷した文字を読むことが困難な方が楽しめるような対応の必要性、無理やりとならないような対応について回答しております。

4 ページ、項番13をご覧ください。小学生のときより本にかかわることが自分も周りの人も少なくなった、自分の好きなものについてはたくさん読めるけど、その本を探せていないだけで、それを探し、読むと本を好きと感ずるのではないかというご意見です。区の考え方といたしまして、皆さんが大切な1冊と出会えるように取り組むことを回答しております。

また、こちらには記載しておりませんが、令和8年度重点施策として、ウェブ上で書棚のブラウジングができる3D書架ブラウジングサービスの導入も計画しておりますので、本と出会える機会を増やす取り組みを今後進めてまいりたいと考えております。

5 ページ、項番14をご覧ください。学校の課題などで本に触れる機会はあるけれども、最低限の読書しかしていない、自分で選ぶという機会が減ったような気がするというご意見です。区の考え方といたしまして、本を選ぶ楽しさを知ってもらいながら、本を手にとってもらえるように図書館としても工夫していくことを回答しております。

そのほかにも多くのご意見やご感想をいただき、11 ページ以降にそれぞれ掲載しております。

19 ページをご覧ください。中段に「区の考え方」を記載しておりますが、多くのご意見、ご感想の中で、キーワードの1つとして「本の出会い」というものを捉えております。いかにして本と出会うか、本が身近にある環境づくりが求められていると考えております。また、「無理やり」というキーワードも多くいただいております。読書は本来自由なものですから、やらされたというような感情が読書を遠ざけ、読書へのマイナスイメージへとつながるため、そのようなことにならないよう対応することが必要と捉えております。

続きまして、別紙3をご覧ください。計画（案）につきまして、主な変更箇所をご説明いたします。

8 ページをご覧ください。下線部が変更箇所となります。今回の意見募集におきましても、読書の楽しさを知ってもらうことの重要性や、読書しやすい環境整備の重要性についてのご意見がありましたので、それらを踏まえた表現としております。

18 ページをご覧ください。「具体的取組」の各項目の現況欄については令和6年度実績を踏まえて最新化しております。

20 ページ、項番13をご覧ください。目標欄につきまして、小学校の図書館見学について記載するとともに、職場体験とあわせて積極的な受け入れを行うことについて記載しております。また、幼稚園・保育園に対する行事への周知についても追記しております。

21 ページ、項番16をご覧ください。目標欄につきまして、令和8年度重点施策、小学生及び中高生世代向け電子書籍の充実及び ID パスワードの交付について記載をしております。

22 ページ、項番 20 をご覧ください。内容欄につきまして「探究的な学びを支えるため」を追記し、「また、」以降、「調べる学習コンクール等により、主体的な学びを育成する」ことを追記しております。

23 ページ、項番 27 をご覧ください。内容欄につきまして、「また、」以降、子ども用計画を作成し、周知することを追記しております。

続きまして、別紙 4 をご覧ください。計画案をベースに 15 ページにまとめまして、表現の変更及び振り仮名を振った子ども向け計画案を作成しました。

以上が計画についての説明となります。今後 2 月定例議会に報告した後、3 月の改定を予定しております。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

○中野委員 1 つ目は、(別紙 1) 1 ページというか 2 ページというか、No. 2 の外国語図書の整備に反対する意見を見て、ウーンと思っていたのです。多文化共生で子どもたち自身が全然わからない言語の本を見てみて、これはこういうことが書いてあるんじゃないかと想像するとか、その言葉で書いてある本はその言葉がわかる人だけのものなんだという考え方自体を、取り組みで、多文化教育みたいところで打ち破っていけるといいなみたいなことを、これはどっちかという大人の方の考え方の問題だと思うんですけども、思いました。

文京区は全般的に小学生の図書館訪問とか調べ学習とかで、本へのアクセスをすごくうまくつくってくださっていると思っています。あとは、子どもたちの意見を見ていると、中高生とかになっていくと、そもそも興味がないとか嫌いな子に無理やりさせる必要はないと思いますが、出会えていないというだけの理由なのであれば、そういう機会をつくっていいのかなと思いました。中高生になっていくと、ネットでしか調べ物をしないということが出てきていて、ネットの情報もどんどん AI みたいな、勝手にまとめをしてくれるものに頼っている。大学生とかでもそういう子がふえているように思うので、中高生でも本に当たって調べるみたいなのが、小学生は結構やっていると思うんですけど、中高生でもできるといいのかなと思いました。

○真砂中央図書館長 ご意見ありがとうございます。本のいいところ、メリットはいろんな考え方に触れられるというところで、ウェブの情報がやはり画一的になるのに対して、図書館をブラウジングすることによっていろんな本を見ながら、いろんな考え方に触れられるところは 1 つのメリットかなと思っています。

また、多文化共生においても、いろんな方々が交流し合って、いろんな考え方、いろんな文化に触れるところが非常にいい考え方だなと思っていますので、そういった混じり合うということも図書館の中で考えながら、今後事業を考えていければと思っています。

今回のアンケートの中でよかったなと思うのが、子どもたちがこのアンケートをきっかけに、また読書をしたくなったりとか本を読んでみたくなったりというご意見もかなりあったと思っています。こういった子ども読書計画に行政が取り組んでいること、また、大人たちがそれを支えていることを子どもたちが認識して、さらに自分たちも読書、読んでみたいという気持ちにつながったという

のは非常によかったと思っていますので、これから子ども用の計画もつくりながら、子どもたちにもこういった計画を周知していきながら、興味関心を高めていただけるようますます取り組んでいければと思っています。

○丹羽教育長 ほかはいかがですか。

○中野委員 文京区の特性で考えると、図書館見学もすごくいいと思うんですけど、今、子どもたちの意見を見ていると、出版社も多いじゃないですか。そういう本をつくっている人たちとかも、本当は身近に、意外といはずなので、小学校でやっている親の仕事紹介みたいなのでそういう話題が出ることもあると思うんですが、そういうのもあると、本をより身近に感じられるかなと思いました。

○真砂中央図書館長 図書館見学に来ると、バックヤードを見ることについて子どもたちはかなり関心が高く、喜んでいただけます。ふだん入れないところに入ることによって非常に喜んで、それが記憶に残って、さらに本が好きになる場所もあると思います。今、委員からお話がありましたとおり、文京区は出版社が多くありまして、また、地元書店もこれから協力的にやっという話を進めているところがございますので、本にかかわる人たちと連携しながら、子どもたちがそこも見られるような機会も考えとして1つあると思いますので、これから意見交換の中でそういった話もしていければと思います。

○丹羽教育長 教育指導課は何かありますか。——はい。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上です。

第3 その他の事項

○丹羽教育長 それでは、「その他の事項」です。その他ございましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

では、以上が用意した案件全てになります。

これをもちまして、第1回定例会は終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 12)

令和8年1月15日

議事録署名人

教育長

委員